

## 名古屋大学気象災害の予防等に関する対応指針

(平成22年8月9日役員会決定)

### (趣旨)

第1 名古屋大学（以下「本学」という。）における気象災害を予防し又は最小限とするため、気象災害への対応に関し必要な事項は、この指針による。

### (定義)

第2 この指針において「気象災害」とは、大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮又は津波により生じる被害をいう。

### (対応の原則)

第3 本学の気象災害への対応は、原則として、気象警報の発令状況により決定する。

### (情報の収集)

第4 本学の教職員及び学生は、テレビ、ラジオ、インターネット等により注意報・警報等の情報を得るように努めなければならない。

### (授業・定期試験等の取扱い)

第5 本学の授業、定期試験等（以下「授業等」という。）を実施する場所において暴風警報が発令された場合には、発令後に開始される授業等を休講とする。この場合において、警報解除後における授業等の実施については、別表の通り定める。

### (学生の対応)

- 第6 第5に基づき授業等が休講となった場合には、本学の学生は、登校することを要しない。
- 2 暴風警報が居住地または通学経路内において発令されている場合には、本学の学生は、原則として登校しないこととする。
- 3 暴風警報以外の警報発令時等において交通機関の運休等が生じた場合、または気象災害による身体の危険を感じた場合には、本学の学生は、無理な登校はしないこととする。
- 4 第2項及び第3項に基づき登校しなかった場合は、本学の学生は、その旨を後日遅滞なく担当教員に申し出ることとする。

### (授業等実施部局の対応)

第7 第6に基づき欠席した学生に対しては、授業等の実施部局は必要な措置を講ずるものとする。

### (教職員の対応)

第8 本学の教職員は、気象災害、もしくはこれによる交通機関等の運休等により、出勤が著しく困難である場合、あるいは通勤途上における身体の危険を回避するため早期に退勤する必要がある場合は、特別休暇（契約職員、パートタイム勤務職員等にあつては年次有給休暇以外の有給の休暇）を取得することができる。この場合における当該休暇の取得の可否は、危険回避の必要性、代替交通機関の利用可能性等、個別的な事情を勘案して判断される。

### (災害対策室の対応)

第9 災害対策室は、気象災害を予防するために必要な関連情報を収集し、本学のホームページ、名古屋大学ポータルシステム等により、当該情報を本学の教職員及び学生に対して提供する。

(気象災害予防についての所掌)

第 10 気象災害の予防については、防災を担当する理事または副総長、及び災害対策室が所掌する。

(緊急の場合の措置)

第 11 大型台風の接近等により、臨時休校等の緊急対応が必要と判断される場合の措置は、名古屋大学リスク管理規程（平成 22 年度規程第 11 号）の定めるところによる。

附 則

この指針は、平成 22 年 8 月 9 日から実施する。

別表（第 5 関係）

部局名	警報解除時刻	授業等開始時限
全部局 (医学部、大学院医学系研究科を除く)	6:45 まで	1 限
	以後 8:30 まで	2 限
	以後 11:00 まで	3 限
	以後 12:45 まで	4 限
	以後 14:30 まで	5 限
医学部、大学院医学系研究科	6:45 まで	1 限
	以後 11:00 まで	3 限